



音響機器を設置している経営者のみなさんへ

～届出義務がなくなりました～

- 平成26年4月1日より、枚方市公害防止条例の改正に伴い、カラオケ装置等の音響機器を設置し営業を営む場合や、音響機器を変更・承継・廃止するときに必要となっていました届出が不要になりました。

～騒音の規制基準について～

- 騒音の「規制基準」が定められています。

音響機器を設置して営業を営む者はその敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。

■騒音に係る規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分 時間の区分	朝(午前6時～午前8時) 夕(午後6時～午後9時)	昼間 (午前8時～午後6時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第1・2種低層住居専用地域	45	50	40
第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域など	50	55	45
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域など	60	65	55
工業地域、工業専用地域など	65	70	60
工業地域、工業専用地域などで 学校・病院等の周辺など	60	65	55

(大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第21による)

- 音響機器を設置して営業を営む者は、規制基準が守れるよう店舗の構想または機器の調整を行ってください。

～カラオケ等の音響機器の使用時間制限～

- 音響機器の使用について、時間制限があります。

飲食店・カラオケボックス等においては、午後11時から翌日の午前6時までの間、カラオケ装置などの音響機器を使用してはいけません。

ただし、

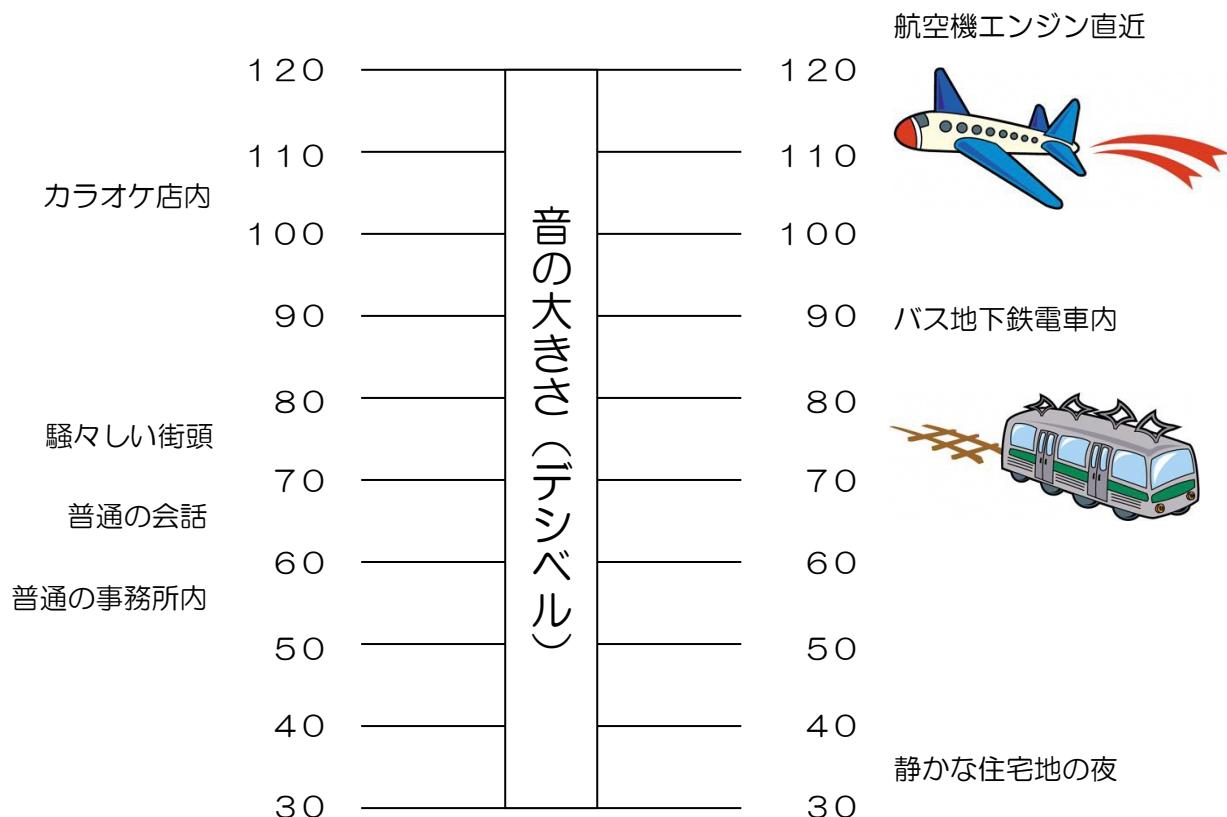
- ・音響機器から発する音が防音措置を講ずることにより飲食店等から外部に漏れない場合
 - ・飲食店等の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合
- などは、規制の適用は受けません。

規制の内容	地 域	枚方市全域
	業 種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
	使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

●罰則など（条例第99条、第114条）警告及び命令等の制度があります。

午後11時以降にカラオケ装置などの音響機器が使用されることによって、周辺の生活環境が損なわれているときには、経営者に対して警告または命令を発し、これに従わない場合は、3月以下の懲役または20万円以下の罰金が科せられます。

身近な騒音の例



枚方市 環境部 環境指導課

TEL:050-7102-6017

穂谷川清掃工場管理棟1階 〒573-1162 枚方市田口5-1-1